

第4 フォークリフトの用途外使用の禁止

フォークリフトを主たる用途以外に使用することは、禁止されています。

フォークリフトによる災害の多くは、操作や使用方法に問題があります。

また、比較的操作が簡単のため、運転経験のない者が安易に操作して災害を起こすことが多くあります。

最大荷重1 t未満のフォークリフトの運転は特別教育、1 t以上の場合は技能講習が必要となります。

フォークリフトを作業者の昇降等主たる用途以外の用途に使用することは、原則として禁止されているので、パレット等の上に乗らないでください。

フォークリフトの用途外使用を行ったために発生した災害の事例を示します。



【事例4】倉庫内で保管貨物（タイヤ）の手直し中、パレットの上から墜落

(1) 災害発生状況

被災者は事故当日午後、タイヤの出庫、整理作業を行っていた。この際、タイヤの荷崩れを手直しするため、フォークリフトのフォークにパレットを差し込み、この上に乗って整理作業をしていた。フォークリフトは角材で輪止めがされていた。

フォーク上のパレットは、地上約3.2mの高さにあり、被災者はパレットサポート3段積の最上段に積まれていたタイヤ（約40kg/本）の手直し中であり、そのうち5本が崩れ、それらと一緒に墜落した。

被災者は保護帽を着用し、顎ひもで固定していた。



(2) 災害原因

原因として、次のようなことが考えられる。

- ① 高くリフトされたパレットの上に乗って荷（タイヤ）の手直し作業を行う作業方法に問題があったこと。
- ② 高所での作業の際に、安全帯を使用させるなどの墜落防止の措置をとっていなかったこと。

(3) 再発防止対策

同種災害の防止のためには、次の対策の徹底が必要である。

- ① フォークリフトのパレット上に乗っての作業は行わず、架台等を使用すること。
- ② やむを得ずパレット上で作業するときは、安全帯を使用するか、または手すりや枠のついたパレットを使用すること。
- ③ 高所におけるタイヤの荷崩れを手直しする場合の作業手順書を整備し、従業者に周知徹底させること。

【関連法令】

『労働安全衛生法』

- ・ 第 20 条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

『労働安全衛生規則』

- ・ 第 151 条の 3（作業計画）

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適用する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・ 第 151 条の 4（作業指揮者）

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、その作業の指揮者を定め前条の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

※ 単独作業を行う場合には、特に選任を要しないものであること。（昭 53. 2. 10 基発第 78 号）

- ・ 第 151 条の 14（主たる用途以外の使用の制限）

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を荷の吊り上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならない。但し、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

※ 「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれのない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。（昭 53. 2. 10 基発第 78 号）